

川南町立通山小学校いじめ防止基本方針(概要版)

1 いじめの防止、早期発見、措置

本校からいじめの一掃をめざします

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図ります。
- いじめを受けている児童をしっかりと守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

■ いじめの防止

いじめ防止を実効的に行うため、「ハートフル委員会」(毎月1回の定例会と、緊急の場合の特別委員会)を設置する。また、いじめを起こさないための予防的取組が最も大事である。本校においては、教育活動全体を通して豊かな人間性や社会性を育てていく。

予防的取組の推進

- ア 児童が主体となった活動
 - 異学年が交流する機会の設定
 - 学級活動での話し合い活動の充実
 - ボランティア活動の推進
- イ 教職員が主体となった活動
 - わかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
 - 教育相談日の設定
 - 情報モラル教育の時間設定
 - 外部講師による講演会の実施
 - P T Aに向けた学校の方針説明
 - いじめの防止活動の報告
 - 地域の人材の活用
 - 保護者を対象とした研修会の開催

■ いじめの早期発見

いじめ問題を解決する重要なポイントは早期発見・早期対応である。

組織的取組の推進

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
- イ 定期的に教育相談日を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
- エ ハートフル委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつていいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

■ いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。

解決に向けた指導及び支援

ア いじめられた児童の支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

イ いじめられた児童の保護者

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるようにする。

ウ いじめた児童への指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

エ いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

オ 保護者同士が対立する場合など

教職員が間にに入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

2 いじめを許さない学校(教師)

- ★勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ★自分の問題として捉えさせる。
- ★望ましい人間関係づくりに努める。
- ★自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- ★全員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- ★いじめを見逃した、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

3 その他の留意事項

日頃からいじめを防ぐ体制を強化するために下記の事項について充実を図る。

- (1) 校内研修の充実
- (2) 校務の効率化
- (3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
- (4) 地域や家庭との連携
- (5) 関係機関(教育委員会、警察、福祉関係、医療機関等)との連携

誓い：いじめ、絶対ゆるさない